

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は47頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 調剤報酬の「在宅患者訪問薬剤管理指導料」については、医師が往診している患者でない限り、算定できないのでしょうか。また、介護報酬の「居宅療養管理指導費」についてはどうでしょうか。
(匿名希望)

A 調剤報酬の「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の算定については、その患者が医師の往診を受けているか否かは関係ありません。介護報酬の「居宅療養管理指導費」についても同様です。

調剤報酬(健康保険法)で規定されている「在宅患者訪問薬剤管理指導料」は、居宅で療養を行っている患者に対し、医師の指示に基づき、薬剤師が患者を訪問して薬学的管理指導を実施した場合に算定するものです。

算定対象となる患者については、要件として「居宅において療養を行っている患者」とされていることから、医師の往診を受けていることが前提条件であると誤解されているかもしれませんが、同要件では「通院が困難なもの」とも明記されています(表1)。

このことから、必ずしも医師の往診を受けている患者でないとも算定対象として認められないわけではないということがわかります。また、介護報酬の「居宅療養管理指導費」についても、要件として「通院が困難な利用者に対して」とされていますので、調剤報酬の場合と考え方はまったく同じです(表2)。

表1 調剤報酬点数表

在宅患者訪問薬剤管理指導料

500点(月の1回目)/300点(月の2回目以降)

注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方社会保険事務局長に届け出た保険薬局において、居宅において療養を行っている患者(通院が困難なものに限る。)に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、月4回(がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回)に限り算定する。

<以下、省略>

表2 介護報酬単位数表

居宅療養管理指導費

イ 医師又は歯科医師が行う場合 <略>

ロ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師

550単位(月の1~2回目)/300単位(月の3回目以降)

(2) 薬局の薬剤師

500単位(月の1回目)/300単位(月の2回目以降)

注1 通院が困難な利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合に、1月に2回(薬局の薬剤師にあっては4回)を限度として算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合は、(1)(二)又は(2)(二)の場合について、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

<以下、省略>

Q 内服薬の調剤料は、同一の服用時点ごとに1剤として算定しますが、同一の服用時点であっても別剤として算定できるケースはどのような場合ですか。また、口腔内崩壊錠の場合はどのように考えるべきでしょうか。(匿名希望)

A 1回の処方において2種類以上の内服薬を調剤する場合、調剤料については、服用日1日を通じて「1日3回、毎食後服用」、「1日2回、朝夕食後服用」、「1日1回、就寝前服用」、「6時間毎服用」などのように服用時点が同一であるものごとに「1剤」としてまとめ、調剤日数に応じた点数を計算し、算定します。

ただし、同一の服用時点であったとしても、①配合不適など調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合、

②内服用固型剤(錠剤、カプセル剤、散剤など)と内服用液剤の場合、③内服錠とチュアブル錠または舌下錠などのように服用方法が異なる場合——については、調剤行為が別々となりますので、前述の基本的な考え方にかかわらず「それぞれを別剤として算定できる」とされています。

また、口腔内崩壊錠については、「水なしでも服用できる」とされている製剤ですが、通常の錠剤と同様に、水またはぬるま湯で服用することも可能です。そのため、口腔内崩壊錠と普通の固形剤を同時に服用するような処方内容(すなわち、同一の服用時点)の場合には、わざわざ口腔内崩壊錠だけを別剤として算定する必要性があるとは考えにくいことから、同一の服用時点であれば「1剤」として解釈するのが妥当でしょう。

